

NP0 法人水道千葉事務所使用規程

平成 21 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

第 1 条 NP0 法人水道千葉（以下 NP0 という）事務所を、NP0 会員及び、会員以外の水道事業関係者が会議、談話等の場所として利用できるものとする。

第 2 章 使 用 基 準

- 第 2 条 ① NP0 事務所を使用する者は、NP0 法人水道千葉理事長（以下理事長という）が使用を認めた者とする。
- ② NP0 会員以外に NP0 事務所を使用しようとする者は、所定の用紙に（NP0 事務所使用申込書）に従い必要事項を記入し、予め理事長の許可を受けなければならない。
- ③ 前項の申し込みを取り消し、または変更する場合は、速やかに申し出なければならない。
- ④ その他問題ある場合は、理事長が決定する。

第 3 条 NP0 事務所を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。万一規程に違反した場合は、理事長は使用を取り消す事ができる。

- ① 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- ② 使用許可条件に違反し事実を偽って許可をとること。
- ③ 承認を受けた権利を譲渡し、または転貸すること。
- ④ 建物またはその附属物を破損するおそれのあるもの。
- ⑤ 室内は、禁煙、火気厳禁とする。
- ⑥ その他理事長が不適當と認めたもの。

第 4 条 NP0 事務所の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、時間を厳守すること。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

第 5 条 使用後は、次の事項を厳守しなければならない。

- ① 使用後は、備品・器具等をもとの場所に整理整頓し、清掃すること。
また、発生した書類ゴミ、生ゴミ等は持ち帰ること。
- ② 使用後は、窓閉め、ブラインド下げ、消灯、湯沸器電源切等を確認し、施錠して退出すること。
- ③ 申し込んだ時間以外は使用してはならない。

第 3 章 使 用 料 金

- 第 6 条 ① NP0 会員による使用は、原則として無料とする。
- ② NP0 会員以外の者が、使用する場合は次の如く定める。

午前中（ 9 時～13 時）	1, 0 0 0 円
午 後（13 時～17 時）	1, 0 0 0 円